

○財務省告示第八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和二年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
29.01	[略]			29.01	[同左]		
29.05	[略]			29.05	[同左]		
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体				一飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
2906.11	000 一メントール		KG	2906.11	000 一メントール		KG
2906.12	000 一シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		KG	2906.12	000 一シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		KG
2906.13	000 一ステロール及びイノシトール		KG	2906.13	000 一ステロール及びイノシトール		KG
2906.19	一その他のもの			2906.19	一その他のもの		
	100 一ボルネオール及びテルピネオール		KG		100 一ボルネオール及びテルピネオール		KG
	200 一1,4シクロヘキサジメタノール		KG		900 一その他のもの		KG
	900 一その他のもの		KG				
	[略]				[同左]		
2906.21	[略]			2906.21	[同左]		
2906.29	[略]			2906.29	[同左]		
	[略]				[同左]		

29.07				29.07			
}	[略]			}	[同左]		
29.32				29.32			
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）			29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		
	[略]				[同左]		
2933.11				2933.11			
}	[略]			}	[同左]		
2933.29	—非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			2933.29	—非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.31				2933.31			
}	[略]			}	[同左]		
2933.33				2933.33			
<u>2933.39</u>	<u>—その他のもの</u>			<u>2933.39</u>	<u>—その他のもの</u>		
<u>110</u>	<u>—ピコリン及びO, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)ホスホロチオエート(クロルピリホス)</u>	KG		<u>110</u>	<u>—ピコリン及びO, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)ホスホロチオエート(クロルピリホス)</u>	KG	
<u>120</u>	<u>—1, 1, 3, 5-テトラメチルピペリジン-1-イウム=ヒドロキシド</u>	KG		<u>220</u>	<u>—その他のもの</u>	KG	
<u>220</u>	<u>—その他のもの</u>	KG					
	[略]				[同左]		
2933.41				2933.41			
}	[略]			}	[同左]		
2933.99				2933.99			
29.34				29.34			
}	[略]			}	[同左]		
29.42				29.42			
	[略]				[同左]		
	[略]				[同左]		
36.01	[略]			36.01	[同左]		
36.02	[略]			36.02	[同左]		
36.03				36.03			
<u>3603.00</u>	<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u>			<u>3603.00</u>	<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u>		
<u>300</u>	<u>—イグナイター（政令で定める自動車の部分品の製造に使用するものに</u>			<u>100</u>	<u>—電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち</u>		

		限る。) 200 <u>－その他のもの</u>		KG KG		<u>、電極を含めた長さが1.4センチメートル以上2.6センチメートル以下のもので、点火部の直径が0.7センチメートル以上1.2センチメートル以下のもの（点火部が複数あるものを含む。）</u> 200 <u>－その他のもの</u>		KG KG
36.04		[略]			36.04	[同左]		
36.06					36.06			
[略]				[同左]				
38.01		[略]			38.01	[同左]		
38.16					38.16			
38.17					38.17			
3817.00		<u>混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）</u>			3817.00	<u>000 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）</u>		KG
		100 <u>－混合アルキルベンゼン</u>		KG				
		200 <u>－混合アルキルナフタレン</u>		KG				
38.18		[略]			38.18	[同左]		
38.26					38.26			
[略]				[同左]				
58.01		[略]			58.01	[同左]		
58.03					58.03			
58.04		チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）			58.04	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）		
5804.10		[略] －機械製のレース			5804.10	[同左] －機械製のレース		
5804.21		－人造繊維製のもの			5804.21	－人造繊維製のもの		
	010	－－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG		010 ー－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
		－－－その他のもの				－－－その他のもの		

		-----合成繊維製のもの			021	-----合成繊維製のもの		KG
	022	-----リバーレース		KG				
	023	-----その他のもの		KG				
	029	-----その他のもの		KG	029	-----その他のもの		KG
5804.29		[略]			5804.29	[同左]		
5804.30		[略]			5804.30	[同左]		
58.05					58.05			
}		[略]			}	[同左]		
58.11					58.11			
[略]				[同左]				